

## 高等学校入学者選抜における部活動の評価

### 1. 背景

#### (i) 法的根拠

##### ● 学校教育法施行規則

第七十八条 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長に送付しなければならない。ただし、第九十条第三項（第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

4 (略)

5 公立の高等学校（公立大学法人の設置する高等学校を除く。）に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

#### (ii) 関係通知等

##### ● 公立高等学校の入学者選抜について（通知）（昭和59年7月）

・調査書の各教科の学習成績以外の記録については、これを積極的に利用することとするが、安易に点数化して利用することのないよう十分に配慮することが望ましい。なお、調査書の記載事項については、入学者選抜の資料として真に必要な事項を精選するものとする。

##### ● 高等学校の入学者選抜の改善について（通知）（平成9年11月）

・各都道府県・学校等において、改善のための努力が進められてきているが、選抜方法は「狭い意味での学力の評価に重点が置かれるなど画一的な点が多い」などの状況にある。

・いわゆる影響力のある特定の高等学校をはじめ、全体として、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜の改善を一層進めていく必要がある。

・「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という視点を重視して、入学者選抜の一層の改善に向けた努力を傾注すべきである。

・学力検査において一定以上の点数を得ていれば、他の資料によって選抜を行っていくという方法等が広く進められるべきである。

・入学者選抜の資料・方法について、調査書と学力検査の比重の置き方の弾力化、調査書の評価の工夫、小論文・面接・実技検査の実施、各種技能審査や学校内外における文化活動・スポーツ活動・ボランティア活動などの積極的な評価と、そのための地域の社会教育関係団体等からの報告の活用、生徒が進学動機や中学校時代に主体的に学んだ事柄等を自ら記述した書類の活用、推薦入学の積極的な活用と改善など、様々な提言が行われており、これらの提言を参考としつつ、一層の選抜方法の改善に努めること。

### 2. 現状・課題

- 文部科学省では高等学校の入学者選抜において、多様な評価を求めてきている。

- 都道府県等教育委員会や学校が行う入学者選抜では、様々な方法で実施されており、学力検査を課さないか又は実技等学力以外の能力を積極的に評価して入学を認める方法も実施している。
- 都道府県立高校入試の調査書の様式は各都道府県教育委員会が定めている。私立高校に関しては、多くの学校が教育委員会と同じ調査書様式を使用しているが、一部の学校は独自の様式を作成している。(様式例として別紙1参照)
- いずれの公立高校においても、単に部活動に加入していることをもって入学者選抜において加点している例はない。(別紙2参照)
- 入学者選抜において多様な評価を求めることは必要か。
- 部活動の過熱化抑制の観点から、入学者選抜における調査書を基にした加点基準を明確化することや、いわゆる一般入試において部活動を過度に評価することを抑制することは有効か。

### 3. 自治体での取組例

- 入学者選抜の際に県内の中学校が作成する書類の様式を県教育委員会が作成し、配布している。(岩手県等) ※本特別部会第5回資料3参照

### 4. これまでの主な意見

- 高校入試でどこまで部活がPRとなっているのか、まずは実態把握が必要。そのうえで、在り方の検討と、関連情報を生徒・保護者・教員に伝えていく必要がある。

### 5. 考えられる対応策

- 部活動の過熱化抑制の観点から、部活動の評価については、特に、入学者選抜における調査書を基にした加点基準や配点の明確化を求めることが必要ではないか。また、生徒や保護者が適切な判断ができるよう、明確化した加点基準等について周知の徹底が必要ではないか。

様式1 (A4判縦長)

# 調 査 書

受検番号	ふりがな		性別	学籍の記録	平成 年 月 入学・転入学・編入学															
*	氏名				平成 年 月 卒業見込み・卒業															
教科の学習の記録	教科	必修教科の評定										選択教科の評定								
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	合計	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
	学年																			
	第1学年																			
	第2学年																			
	第3学年																			
	全学年の計																			
	備考	中学校評定合計平均値																		
総合的な学習の時間	第1学年																			
	第2学年																			
	第3学年																			
出欠の記録	学年	欠席日数	欠席の主な理由等																	
	第1学年																			
	第2学年																			
	第3学年																			
行動の記録 (第3学年)	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫															
	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公德心															
特別活動の記録	学級活動																			
	生徒会活動																			
	学校行事																			
部活動の記録																				
特記事項																				
総合所見																				
本書の記載事項に誤りがないことを証明します。																				
																	中学校長	印		
																	平成 年 月 日	記載責任者 職 氏名	印	



# 公立高等学校入学者選抜における調査書の記載内容

別紙 2

○学校内外のスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動等に関する記録

(平成29年度文部科学省調査)

都道府県	①記載すべきことになっている学校内外の各活動(部活動を含む)			
	ア スポーツ活動	イ 文化活動	ウ 社会活動	エ ボランティア活動
北海道	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	○
秋田県	○	○	○	○
山形県	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○
東京都				
神奈川県				
新潟県	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○
山梨県	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○
島根県	○	○	○	○
岡山県	○	○	○	○
広島県	○	○		○
山口県	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○
高知県	○	○		○
福岡県	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○
熊本県				○
大分県	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○
沖縄県	○	○	○	○
計	44	44	42	45

②調査票に部活動に係る記載がある場合の評価

都道府県	ア 記載があれば、一律に加点	イ 顕著な成績等がある場合は加点	ウ ア、イとも当てはまらない
北海道			○
青森県			○
岩手県			○
宮城県			○
秋田県			○
山形県			○
福島県			○
茨城県			○
栃木県			○
群馬県		○	
埼玉県		○	
千葉県			○
東京都			○
神奈川県			○
新潟県			○
富山県			○
石川県			○
福井県			○
山梨県			○
長野県			○
岐阜県			○
静岡県			○
愛知県			○
三重県			○
滋賀県			○
京都府			○
大阪府			○
兵庫県			○
奈良県			○
和歌山県			○
鳥取県			○
島根県			○
岡山県			○
広島県			○
山口県			○
徳島県			○
香川県			○
愛媛県			○
高知県			○
福岡県			○
佐賀県			○
長崎県			○
熊本県			○
大分県			○
宮崎県			○
鹿児島県			○
沖縄県			○
計	0	2	45

加点の具体的内容

(群馬県)  
○各高等学校で基準を定めて加点している。

(埼玉県)  
○調査書に特別活動等の記録を記載する欄があり、その記載をどのように評価するかは、各学校が定める選抜基準で定めている。  
○特別活動等の記録の得点の上限は選抜基準で示しているが、得点の詳細については公開していない。